



流山市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和5年2月16日

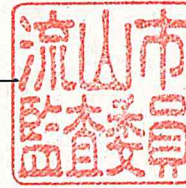
流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一



令和4年度

公の施設の指定管理者監査報告書

[帝国ビル管理協同組合]

流山市監査委員

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査を実施した監査委員名	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点及び実施内容	1
第 5	監査の期間	2
第 6	監査の実施日及び場所	2
第 7	指定管理の概要	2
第 8	監査の結果	4

令和4年度公の施設の指定管理者監査報告

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第6号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

第1 監査の種類

令和4年度公の施設の指定管理者監査

第2 監査を実施した監査委員名

菅生 泰久

坂巻 儀一

第3 監査の対象

公の施設の名称：流山市コミュニティプラザ

指定管理者の名称：帝国ビル管理協同組合

所管部課：生涯学習部スポーツ振興課

監査の範囲：令和3年度における公の施設の指定管理に関する事務事業及び所管部課の当該指定管理に関する事務（ただし、執行に関連し発生する事務事業については、他の年度を含むものとした。）

第4 監査の着眼点及び実施内容

実施に当たっては、監査基準に基づき指定管理者に関係書類の提出を求め、実査を行うとともに関係職員から説明を聴取し、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年流山市規則第52号）、流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例（令和元年流山市条例第18号）、流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例施行規則（令和2年流山市教育委員会規則第12号）並びに流山市コミュニティプラザの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）、流山市コミュニティプラザ指定管理者の業務等に関する仕様書（以下「仕様書」という。）及び流山市コミュニティプラザの管理に関する年度協定書に沿い、指定管理者については適正な管理運営が行われているか、ま

た所管部課については指定管理者に対し指導監督が適切に行われているかに主眼を置いた。

第5 監査の期間

自 令和4年8月1日
至 令和5年1月13日

第6 監査の実施日及び場所

令和4年10月19日
流山市役所

第7 指定管理の概要

1 設置の目的

流山市コミュニティプラザ（以下「コミュニティプラザ」という。）は、市民のスポーツの振興及び心身ともに健康で文化的な生活の向上を図ることを目的に設置された。

2 施設の概要

名称	流山市コミュニティプラザ
所在地	流山市大字大畔 25 番地の 17
敷地面積	18,184.97 m ² （うち 699.9 m ² は「おおたかの森スポーツフィールド」の用に供されており管理外）
主な設備	流山市コミュニティプラザA棟 体育室、和室、会議室、研修室、視聴覚室 流山市コミュニティプラザB棟 プール（夏季以外はテニスコート）、談話室 屋外テニスコート

3 業務の範囲

- (1) 施設及び設備の維持管理に関すること
- (2) 事業の実施に関すること
- (3) 使用の許可に関すること
- (4) 使用の制限に関すること

- (5) 使用の許可の取消しに関すること
- (6) 利用料金の収受及び減免並びに還付に関すること
- (7) その他の業務

4 指定管理者概要

- (1) 名称 帝国ビル管理協同組合
- (2) 所在地 東京都練馬区豊玉上二丁目 25 番 9 号

5 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日

6 令和3年度指定管理料

令和3年度 16,800,000 円（修繕料 500,000 円を含む）

7 令和3年度収支決算額

収入 31,502,988 円

支出 31,329,393 円

収支差額 173,595 円

8 利用状況

(単位：件・人)

	早 朝		午 前		午 後		夜 間		合 計			
	135日間(7~9時)		310日間(9~12時)		310日間(12~17時)		310日間(17~21時)		310日間(9~21時)		全合計	
	件数	利用者	件数	利用者	件数	利用者	件数	利用者	件数	利用者	件数	利用者
体育館	418	2,418	1,381	9,416	2,393	15,045	1,388	10,416	5,162	34,877	5,580	37,295
屋外テニス1	133	685	530	3,019	699	3,568	496	1,714	1,725	8,301	1,858	8,986
屋外テニス2	128	678	544	2,947	678	3,452	435	1,530	1,657	7,929	1,785	8,607
屋内テニス	99	515	493	2,159	639	2,664	417	1,488	1,549	6,311	1,648	6,826
プール												8,180
A会議室	/		205	5,014	279	4,052	22	222	506	9,288	506	9,288
B会議室			151	2,951	132	540	18	89	301	3,580	301	3,580
C会議室			213	3,367	131	942	24	136	368	4,445	368	4,445
研修室			211	3,445	138	902	26	131	375	4,478	375	4,478
和室1			215	3,311	281	1,885	14	154	510	5,350	510	5,350
和室2			233	3,346	202	1,614	11	130	446	5,090	446	5,090
視聴覚室			137	1,043	107	429	31	71	275	1,543	275	1,543
											13,652	103,668

第8 監査の結果

1 総合意見

コミュニティプラザは流山市において指定管理者制度が導入された平成 18 年 4 月から帝国ビル管理協同組合が継続して指定管理を請け負っている。途中、コミュニティプラザが勤労者施設からスポーツ施設になり、担当部署も市長部局から教育委員会へ変更になるなどの変遷もある中、長期間にわたり利用者に寄り添いながら安心・安全な管理運営に取り組み、継続していることは高く評価する。

令和 3 年度も新型コロナウイルス感染症の影響がある中、入館前の検温や手指消毒液の設置、感染症対策チェックシートの活用といった基本的な感染症対策を継続するとともに、夏季期間には人数制限等の感染防止策を講じることでコロナ禍において初めてプールを開放するなど、刻一刻と変化する感染症の状況に柔軟に対応しながらも、利用者が快適に施設を利用できるよう努めていることが確認できた。

事業の実施については、令和 3 年度の指定期間より「総合型地域スポーツクラブの支援に関すること」が新たに指定管理者業務に位置づけられている。現在はチラシの配架の協力など総合型地域スポーツクラブと連携を図り、様々な年齢層の市民が教室に参加されているとのことであったが、仕様書に記載のある各種業務について改めて精査し、更なる支援の充実を期待する。

しかしながら、事務手続きにおいては、基本協定書と年度協定書で指定管理者の名称等が一致していない点や、年次業務報告書の修繕費と修繕実績報告書に整合性がない点など、書類の作成に指摘や改善を求める点が見受けられた。書類の点検方法やチェック体制の改善を図りたい。

また、備品の管理について、備品台帳に記載のない備品が確認されたほか、仕様書に規定されている報告が行われていなかった。新たな備品の購入時や既存備品の処分の際に備品台帳に反映されるよう事務処理手順の改善を要望する。さらに、仕様書に規定された備品の整理及び報告が確実に履行されるよう指定管理者と所管部課の双方において、改めて基本協定書、仕様書の内容を確認し適正な事務執行に努めるとともに相互の連携強化にも尽力されたい。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表1）のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表1 指摘事項等一覧】

指定管理者・所管部課	指摘事項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
帝国ビル管理協同組合			1					1	2	1
生涯学習部スポーツ振興課			1					1	2	1
計	0	0	2	0	0	0	0	2	4	2

[指摘事項]

- (1) 法令、条例、規則等に違反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

<事故が発生するおそれがある事項>

・基本協定書と年度協定書の指定管理者の名称等が一致しておらず、年度協定書については帝国ビル管理協同組合流山支局の名称等で協定を締結しているが、年度協定の締結に係る委任状等の文書も不存在であった。両協定書の指定管理者の名称等の整合性について整理されたい。

(帝国ビル管理協同組合)
(生涯学習部スポーツ振興課)

(2) 検討・要望事項

・備品の整理及び報告については、仕様書では備品台帳に即して年1回の備品の整理を行い、点検した備品については次年度4月末日までに教育委員会に台帳をもって報告することとあるものの、備品台帳に記載のない備品が存在したほか、備品台帳による報告もされていなかった。備品については指定管理者と所管部課の双方で連携を図り、適切に管理されるよう報告・連絡体制を改められたい。

(帝国ビル管理協同組合)
(生涯学習部スポーツ振興課)

・流山市公の施設事業報告書の添付書類である年次業務報告書に記載されている修繕費の額と修繕実績報告書に記載されている修繕費の合計額が一致していなかった。支出の内容に応じて適切な科目に仕分けされるよう内部で意思統一を図るとともに、各文書の内容に不整合が生じないようにチェック機能を強化されたい。

(帝国ビル管理協同組合)

・プールの個人利用について、流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例施行規則に定められた使用許可申請書を用いず利用券により処理していたものの、利用券での処理に関して例規等には定められていなかった。利用券での処理について適正性が担保されるよう例規等により規定することを検討されたい。

(生涯学習部スポーツ振興課)

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については速やかに適正な対応を講じられたい。

【表2 注意事項一覧】

注意事項	指定管理者・所管部課
利用料金承認申請書の記載内容に不備があったもの。	帝国ビル管理協同組合 生涯学習部スポーツ振興課